

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県本吉郡志津川町

### 2 構造改革特別区域の名称

南三陸型グリーン・ツーリズム特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

宮城県本吉郡志津川町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 地勢

本町は、宮城県の北東部、南三陸金華山国定公園のほぼ中心に位置しており、気候温かな自然環境に恵まれた町である。

町の面積は124.25km<sup>2</sup>で、東西16km、南北17kmで、北は歌津町、本吉町、西は登米市、南は石巻市に隣接し、これらの町とは山稜をもって区分され、分水嶺をなしている。中央部には西へ深く入り組んだ志津川湾があり、湾内には島々が散在し、神割崎などに代表されるリアス式海岸特有の景観を有し、南三陸金華山国定公園に指定されるなど、レクリエーションの場として親しまれている。

また、急峻な山々が海岸線近くまで迫っており、平坦地が少なく、集落は志津川湾に面する八幡川、水尻川、新井田川、折立川などの河口域に集中している。

#### (2) 気候

志津川町の気候は、仙北内陸部地域に属し、比較的温暖で、夏季は高温多湿、冬季も比較的高温で、一年を通し温暖な気象条件であり、平均気温は11.9℃、平均降水量は1,270mmとなっている。

特に夏季は、千島海流が流れてくるため比較的涼しいが、梅雨期から盛夏期にかけてオホーツク海高気圧がもたらす「やませ」が農作物に大きな影響をもたらす、長く続くと冷害の原因となる。

#### (3) 沿革

本町は、古くは藤原氏、葛西氏の支配を経て、近世には伊達藩の直轄地となっていた。1700年代に入り入谷地域が伊達藩の養蚕発祥の地として栄え、賑わいをみせていた。

町制が施行され、志津川町と改称したのは明治28年のことで、翌年には三陸大津

波により多数の死者がでるなど、その誕生は波乱に富んだものであった。しかし、明治後半に入ると、養蚕業の振興を背景として、宮城県で初めて機械を使った旭製糸株式会社がつくられるなど、町は次第に活気を帯び始め、大正期には12,000人ほどの人口となった。

終戦後、町の開発が再度はじまり本町は漁業の町として今日へと引き継がれている。そして、昭和30年には、志津川町、入谷村、戸倉村が合併し、現在の志津川町の形ができあがった。

#### (4) まちづくりの理念

本町は、三方を北上山地に囲まれ、特に町を取り囲む山々はすべて分水嶺となっており、地理的にも生態学的にもひとつの完結した空間を形成している。本町の山・川・海といった自然環境を清らかで美しい生活の舞台としながら、この環境条件を将来へと継承していくことが、まちづくりの源となることから、無農薬栽培の奨励や、家畜排せつ物の適正な管理・利用の徹底、下水道事業の普及、さらには、水産業における適正規模による養殖の推進といった、生態系に配慮した産業の確立やライフスタイルが営まれるようなまちづくりを推進している。

一方、本町では、これまでグリーン・ツーリズムの受入れ体制整備など交流に視点を向けた基盤整備や人材育成等各種取り組みを推進している。高度経済成長、バブル経済などを経て、人々の豊かさに対する価値観も物質的・量的な充足によって満たされてきた豊かさから、個人の精神的・質的な豊かさへと転換しつつあるが、交流の活発化は、地域にうるおいをもたらすとともに、新しい産業の創出、新たな人材の育成、新しい文化を創造するなど、その波及効果は地域に多くの恩恵をもたらすことにつながる。

このため、自然生態系に調和するとともに、自然の恵みを交流によって地域の活力に結び付けていくため、基幹産業である漁業を中核とした、観光業、農林業などの連携を確立し、ダイビング事業や体験学習、海洋レジャーなど、恵まれた海洋資源と豊かな地域資源を活かし、多面的な海の活用を通じて「海業」などの新しい産業を創造し、地域活力の源を作り出し、魅力的なまちづくりを推進していく必要がある。

#### (5) 特区申請の背景

豊富な自然に恵まれる本町は、南三陸有数の観光地である。しかし、近年の景気低迷により、本町の観光客入込数は伸び悩んでおり、特に、民宿宿泊者は平成9年の6万5千人をピークに平成15年には半分近くまで減少し、廃業など様々な問題が生じている。

また、農業においても、少子高齢化、農産物等の価格低下により生産活動が停滞しており、耕作放棄地が増加するなど、これまでの生産振興を推進する農業振興策では

限界に達しており、早急な対策が必要となっている。

観光客入込み数の推移

単位：人

年次	平成9年	平成12年	平成15年
観光入込み客数	645,800	697,700	644,868
うち日帰り客数	425,100	450,300	424,088
うち宿泊客数	220,700	247,400	220,780
うち民宿宿泊客数	64,900	41,900	34,078

農家戸数と耕作放棄地の推移（農林業センサスより）

年次	平成2年	平成7年	平成12年
農家戸数（戸）	1,211	1,103	954
うち専業農家（戸）	70	71	54
耕作放棄地（a）	10,165	18,830	17,290

このような状況の中、関係者及び地域住民等が危機感を感じ、本町の持つ豊かな観光資源を再確認し、様々な取り組みが展開されている。志津川町の地域再生に向けた最近の主な取り組みは下記のとおりである。

### （１）農林業

#### 民間組織によるグリーン・ツーリズムの推進

少子化の影響により平成11年3月に入谷地区の林際小学校が廃校になり、校舎を取り壊す予定となっていた。長い歴史を持つ校舎を何とか残していきたいと考えた地元住民の願いが、この校舎をグリーン・ツーリズム体験の拠点施設として生まれ変わらせることとなった。

平成12年度より、山村振興等農林漁業特別対策事業を導入し、平成13年4月1日取り壊し寸前だった校舎は、新たにグリーン・ツーリズム体験＜校舎の宿＞さんさん館としてオープンした。地元住民が運営組織を設立し運営にあっている。

本施設は、グリーン・ツーリズムの推進はもとより宿泊施設等を備えていることから、新たな雇用の創出、地産地消の推進、さらには就農や定住など多岐にわたる役割を担っている。

オープン当時は、物珍しさも手伝って多くの客に見舞われたが、今後は、リピーター

や長期滞在者の確保が課題であると考えられる。

## (2) 観光業

### 志津川湾ダイビング事業

平成16年1月より志津川湾を活用したダイビング事業が、町、漁協及び民間事業者等の連携のもと開始された。

本事業は、東北でも3箇所目のスポットとして注目されており、ダイビングだけでなく、宿泊客の増加など経済的波及効果が期待される。

## (3) 水産業

### エコカレッジ事業（志津川町自然環境活用センターにて実施）

自然界の仕組みを理解するためには、自らが実際に体験できる学習の場を構築することが最も効果的で、志津川湾は物質循環を学ぶ上で格好のフィールドといえる。また、海のみならず、サケの遡上する河川や天然林の残る山林、あるいは田畑などを含めたまとまりのある生態系の単位を形成しており、この環境を十分に活かした自然体験学習開発が比較的容易に行えるという利点を持つ。

このように、全国に先駆けて教育プログラムの開発を進めることは、地域の人材育成といった観点のみならず、広域的な人的交流の促進や、誇りを持ったまちづくりという点においても、非常に大きな役割を果たしている。

以上のように、当町の持つ豊富な自然・資源を利用し、行政と住民が協働により新たなまちづくりを行っている。

今後は、さらに各分野が連携を密に、当町の特性をより一層活かした事業展開が重要である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本町ではこれまで、地域の経営主体として、地域固有の風土、歴史、文化を活かした魅力あるまちづくりを推進してきたが、農家戸数の減少や農林業従事者の高齢化の進行、担い手不足等によって、生産活動は低下し、これに伴い耕作放棄地が増加するなど、多面的機能の低下が懸念されており、地域特有の美しい農村環境を永続的に保存することが困難となりつつある。

こうした状況を克服し、本町の重要な資源でもある農村環境を維持するためには、農業を中心に新しい産業の創造が地域に展開されるよう、地方自治体の新たな役割を検討することが求められている。これからの時代は、地域の個性づくりといった対外的な地域づくりから、地域の主体性・自主性を確立するための地域の仕組みづくりに着手する時代へ移行しつつあり、まちづくりにおける住民とのパートナーシップを形

成し、住民が主体的に参加したまちづくりを推進していく必要がある。

グリーン・ツーリズムが提唱されるようになり、全国各地で様々な取り組みが行われているが、当該計画は、農業体験に加えて漁業体験もできる当町の特性を活かした南三陸型グリーン・ツーリズムの推進を目的としており、他に例のない、新たなグリーン・ツーリズムのモデルになるものとする。また、特区の導入により、「都市と農村との共生・対流」「地産地消」などが促進され、停滞している農業の活性化と所得向上の相乗効果が生まれることを大いに期待するところである。

## 6 構造改革特別区域の目標

「環境」と「交流」に着眼したまちづくりの推進

近年、国民の意識は「物の豊かさ」とともに「心の豊かさ」を求めており、とりわけ農業・農村は、食料生産の場だけではなく、農村地域独自の伝統文化の継承、美しい景観や緑の空間の保持のほか、自然とのふれあいを通じた環境・情操教育の場の提供等の幅広い役割が求められている。

本町では、平成22年を目標年次とした第4次志津川町総合計画を策定しており、「環境」と「交流」に意識をおいて、「豊かな自然と調和した産業と暮らしがある、心のゆとりと活力が持てるまち」を基本理念に据え、町民と行政の協働によるまちづくりを進めている。

この理念を踏まえ、当町の有する豊かな地域資源、農村文化及び田園風景等を活用した南三陸型グリーン・ツーリズムを推進し、交流人口の拡大を目標とする。

特に、拠点施設であるさんさん館を中心に、民宿及び農漁家レストラン等が連携し、地域資源を活用した郷土料理や自家製濁酒、地域の歴史文化に触れる機会を拡充し、周年観光、滞在型観光の振興を推進するとともに、産地直売所や農漁家レストランの起業化を促進し、地域の食文化を後世に継承しながら、地産地消、食育の推進を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 特区により期待される経済的効果

自家製濁酒の提供により、これまでのもてなしに、ひとつの味付けが加わり、「濁酒」が提供される冬場の観光客増加が期待され、滞在型観光が一層推進される。さらに、農地を、従来までの生産現場としての利用に加え、体験学習のフィールドとして複眼的視点から利用することにより、農業・農村の新たな魅力が情報発信され、起業化、定住化等、多岐にわたる役割を担えるものとする。

(その他の効果)

- ・ 農産物・海産物等の地産地消（地域内食料自給率の向上）
- ・ 農産物・海産物等の消費拡大
- ・ 体験学習等訪問客を媒介とした農産物・海産物の販路拡大、情報の発信

交流人口の拡大による、農産物・海産物の地産地消が推進される。

地産地消の主な品目	平成15年度実績	平成16年度実績	平成20年度目標
ほうれん草	916 kg	1,417.5 kg	2,000 kg
三陸つぼみ菜	19 kg	33 kg	50 kg
りんご	1,916個	1,455個	2,000個
みつ葉	36 kg	0 kg	50 kg
椎茸	28.5 kg	42.3 kg	100 kg
なばな	0 kg	26 kg	50 kg
キャベツ	0 kg	89 kg	100 kg
パレイショ	0 kg	84 kg	100 kg
白菜	0 kg	85 kg	200 kg

海産物については、志津川湾カキ祭りや、産業フェア、おすばで祭りなどのイベントを通じて消費拡大を推進する。

	平成16年度実績	平成20年度目標
志津川湾カキ祭り	800 kg	1,000 kg

地域内における食料自給率の目標

品目	米	パレイショ	野菜	果実	牛肉
平成13年度実績	96%	57%	48%	5%	17%
平成20年度目標	100%	60%	60%	15%	20%

交流人口の拡大により農産物・海産物が消費拡大される。

品目	平成14年度実績	平成15年度実績	平成20年度目標
米	1,075 t	679 t	707 t
パレイショ	36 t	67 t	78 t
野菜	399 t	379 t	510 t
りんご	1 t	1 t	4.5 t
海藻類	6.7 t	7.6 t	9 t
貝類	214 t	186 t	255 t

## (2) 特区により期待される社会的効果

都市と農村の関係が希薄化する中で、都市と農村の共生・対流を促進することによって、居住環境に恵まれた農村地域を都市住民の生活環境基盤として活用することが可能となり、農村地域の活性化のみならず、都市住民の農業・農村に関する理解を深めるとともに、健康的でゆとりある生活に資することが期待される。

規制緩和を利用した自家製酒類、これに伴う農家民宿の開業や農漁家レストラン、新規就農など地域に根ざした新たな起業が期待される。

	現 在	平成17年度目標	平成20年度目標
自家製による酒類製造件数	0件	2件	5件
農家民宿の開業件数	0件	1件	3件

自家製酒類を提供することで、新たな魅力が加わり交流人口の拡大が期待される。

	平成15年度実績	平成17年度目標	平成20年度目標
観光客総数	644,868人	704,000人	743,000人
宿泊客数	220,780人	446,600人	480,500人
うち民宿宿泊客	34,078人	35,500人	36,000人

## 8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

### (1) 特定事業に関連する事業

#### 【南三陸型グリーン・ツーリズムの推進】

農業体験に加え、漁業体験もできる当町の特性を活かしたグリーン・ツーリズムを推進するため、地域住民と行政が一体となり、旅行代理店や学校関係者等に対し、ホームページやインターネットを活用し、広く情報発信することにより交流人口が拡大される。

(財)都市農山漁村交流活性化機構が行うグリーン・ツーリズム人材育成講座により、インストラクター、コーディネーター、エスコーターの認定を受けた農業者等が、新たな組織設立に向けて動き出している。地域の先達でもあるインストラクター等には、志津川町の魅力を幅広く伝える役割が期待される。

\*インストラクターとは、体験学習の指導者

\*コーディネーターとは、体験学習のプログラムを作成する演出者

\*エスコーターとは、地域を案内するとともに危険から守る護衛者

#### 【志津川町ファームステイ推進協議会による体験学習の推進】

本町では、平成17年度より志津川町ファームステイ推進協議会を設立し、積極的にファームステイを推進する。これは、宮城県が策定した「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針」に基づき、都会の子供に、農村での貴重な体験を提供することにより、農業・農村への理解を促進することを目的とし、さらに、農家民宿

の開業など、新たな起業化へ向けた取り組みでもある。

#### 【民宿経営者によるグリーン・ツーリズムの推進】

近年の景気低迷により、宿泊客が減少傾向にある民宿経営者が、新たに漁業体験を中心に、グリーン・ツーリズムを開始した。このことは、農業体験と連携を図ることにより、周年の体験メニューが提供されるとともに、南三陸型のグリーン・ツーリズムがより一層促進される。

さらに、民宿等が自家製「濁酒」の提供をすることにより、日帰り型体験から宿泊型体験へ誘導され、滞在型観光の促進が期待されるとともに、そこから、新たな情報が発信される。

#### 【関連事業】

- ・ふるさと農道緊急整備事業（H17～19、県営事業）

農村地域の振興と生活環境の改善、都市と農村との交流を推進するため、農道の整備を実施

- ・県単せせらぎの里整備事業（H15～16、県単独事業）

歴史的水利施設である水車を復元するとともに、水に親しめるよう一帯となった施設を整備し、都市と農村との交流を促進する。

- ・地産地消の推進（H15～県単独事業）

学校給食への地元食材の提供をJA・教育委員会と連携し行うことにより、地産地消を推進するとともに食育の推進にもつなげる。

- ・中山間地域等農村活性化事業

低下しつつある地域住民活動の活性化を図り、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域連帯感の新たな醸成、地域コミュニティの発展を推進する。

#### (2) 全国的に行われる規制緩和の活用

農林漁業体験民宿業を営む施設における客室面積要件の緩和

農林漁家が農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第1条及び第3条第1項に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこと。

宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

農家民宿等を含めた宿泊施設が、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われる送迎のための輸送に関する緩和措置

構造改革特区において講じられた規制の特例措置のうち、全国展開される予定となっている以下の特例措置が、全国的に規制緩和となった時に活用する。

「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人へ



の貸付け事業」(1001)

活用方法：本事業を活用し、法人にて民宿を経営している者が、農地を借受け、自ら生産した米を原料とした濁酒を提供する予定である。これと併せて、新たにグリーン・ツーリズムにも取り組むこととしており、交流人口の拡大が期待される。また、建設業者等多様な分野からの農業参入を推進し、遊休農地の発生防止、解消及び多面的機能の発揮を促進する。

「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」(1002)

活用方法：民間組織や農業者による市民農園開設が可能となることから、情報の提供等積極的に推進することにより、人的交流が拡大されるとともに、遊休農地の発生防止、解消が促進される。

「農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業」(1005)

活用方法：現在、任意組織によりグリーン・ツーリズムを推進している組織が、農業生産法人化を検討している。このことは、これまでの体験メニューに加え、多様なサービスの提供が可能となる。また、本組合は、宿泊施設も併せもつことから、濁酒の提供を行い、本町の食文化に触れる機会を提供する考えである。

「農地又は採草放牧地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業」(1006)

活用方法：農地の権利取得後の下限面積要件の緩和措置を活用することにより、新たな新規就農者やIターン・Uターン者の確保を図ることが可能となる。また、今後、団塊の世代と呼ばれる人たちが、農村などの田舎暮らしを望むことが予想され、本事業を活用することにより、農地銀行等流動化の充実に図り、受入れの基盤を整備することができる。

別紙

## 1 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（民宿、農家レストランなど）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農山村に滞在しながら行う農作業の体験その他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）の一環として、本特別区域内で農家民宿や農家レストラン・民宿など、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において、本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k l））の規定は適用しない。

## 5 当該規制の特例措置の内容

近年、国民の意識は「物の豊かさ」とともに「心の豊かさ」を求めており、農業・農村は、食料生産の場だけでなく、農村地域独自の伝統文化の継承、美しい景観や緑の空間の保持等の幅広い役割が求められている。

当該規制の特例措置により、民宿や農家レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、旅行者等への濁酒の提供はこれまで提供されていた志津川町特有の新鮮な海の幸・山の幸に加え、農村地域の特性を生かしたひとつの味付けとして、地域の魅力がさらに高まり、旅行者等の増加などによる交流人口の拡大が期待される。

また、濁酒の製造への取り組みは、農漁家自らが自発的に行うものであり、このような取り組みは地域の活性化を図るためにも当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。